

かとりスーパープレミアム商品券加盟店募集

令和4年4月から販売予定のプレミアム商品券が使用できる店舗を募集します。

登録資格

香取市内に事業所（店舗）を有すること。

ただし、次に掲げる事業者・商品等は除外する。

- 対象外事業者等（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行っている事業者（2）特定宗教政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者（3）下記[対象外商品等]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者（4）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- 対象外商品等（1）国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・水道料金等の公共料金）（2）商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー等の換金性の高いもの（3）たばこ（4）不動産や金融商品（5）医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）（6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

換金方法

指定金融機関（※1）へ、必要書類を持参

必要書類
① 回収したプレミアム商品券
② 香取市プレミアム付商品券加盟店換金依頼書（金融機関窓口で記入も可能）
③ 香取市プレミアム付商品券加盟店登録証明書

※1 佐原信用金庫（本店、北出張所、小見川支店）、銚子商工信用組合（佐原支店、小見川支店）、銚子信用金庫（山田支店）

※換金手数料について、加盟店の負担金は0円。

※商品券を提出する指定金融機関以外へ換金額の振込を希望する場合の手数料は、加盟店負担となります。

※香取市プレミアム付商品券加盟店登録証明書を送付します。

換金期間：令和4年4月5日（火）～令和5年3月10日（金）

申請方法

「加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、提出、郵送又はFAXしてください。申請書は市役所・佐原商工会議所・香取市商工会で配付のほか、市ホームページよりダウンロード可能です。なお、令和2年度プレミアム付商品券発行事業の加盟店には、事務局より必要書類を郵送しています。

※FAXで申し込む場合は、送信後、必ず確認の電話をお願いします。

※市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

○申請書の提出先

佐原地区にある店舗	小見川、山田、栗源地区にある店舗
佐原商工会議所 〒287-0003 香取市佐原イ525-1 TEL：0478-54-2244 FAX:0478-55-1501	香取市商工会 〒289-0313 香取市小見川778-2 TEL:0478-82-3307 FAX:0478-82-3306

お問合せ先

- ① 佐原商工会議所 香取市佐原イ525-1 TEL:0478-54-2244
- ② 香取市商工会 香取市小見川778-2 TEL:0478-82-3307
- ③ 香取市プレミアム商品券実行委員会事務局（香取市役所商工観光課内）
香取市佐原口2127 TEL:0478-50-1212

かとりスーパープレミアム商品券 概要

1	目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の悪化した商工業者を支援するため、高プレミアム率の商品券発行により、落ち込んだ市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。
2	発行規模	発行総額 最大 13 億円（販売額 10 億円＋プレミア 3 億円）
3	商品券を 使える店舗 (加盟店)	市内商店街、大型店など、小売業、サービス業など幅広い業種を想定 たばこ、換金性の高い金券や税金等の支払いは対象外
4	購入対象者	令和 4 年 2 月 1 日現在、香取市の住民基本台帳に登載されている者。
5	購入方法 及び 購入限度額	上記購入対象者に対し、購入引換券を送付。 購入希望者は、購入引換券を提示し、所定の販売所で商品券を購入。 1 人 2 冊まで（購入額最大 2 万円で 2 万 6,000 円分の商品券） ※プレミアム率 30%
6	購入期間 利用期間	商品券購入期間：令和 4 年 4 月 5 日（火）～令和 4 年 6 月 30 日（木） 商品券利用期間：令和 4 年 4 月 5 日（火）～令和 5 年 2 月 28 日（火） 換金受付期間：令和 4 年 4 月 5 日（火）～令和 5 年 3 月 10 日（金）
7	偽造防止	商品券：ホログラムやマイクロ文字など特殊印刷を施すことで、通常の印刷技術では容易に偽造ができない仕様とする。
8	換金方法及び 加盟店負担	換金手数料について、加盟店の負担金は 0 円。 加盟店は、使用済商品券、商品券換金依頼書、加盟店証明書を、市が指定する金融機関（※）に持参し、換金手続きを行う。 ※佐原信用金庫（本店・市内各支店）、銚子商工信用組合（市内各支店）、銚子信用金庫（山田支店）
9	商品券の内容 及び使用限度額	販売単価 1 冊 10,000 円（500 円券 26 枚綴り 13,000 円分）は、 <u>全加盟店共通券(14 枚)と中小加盟店専用券(12 枚)の組み合わせで販売(売場等の面積が 500 ㎡以上の店舗は、全加盟店共通券のみの取扱い)。</u> 商品券は一度の使用限度額を 20 万円までとする。
10	使用対象外 物品等	(1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・水道料金等の公共料金） (2) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの(3) たばこ(4) 不動産や金融商品(5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
11	事業実施 業務委託	事業の実施主体：香取市プレミアム商品券実行委員会 加盟店募集・加盟店への事業説明：佐原商工会議所、香取市商工会 商品券の販売：佐原信用金庫 商品券の換金：佐原信用金庫、銚子商工信用組合、銚子信用金庫